

質問	回答
<p>仕様書「8メンテナンス・事故対応等（4）」について、「車検、定期点検、修理期間中には受注契約者の負担において借受車両と同等の代替車を用意」との記載がありますが、軽微な作業（1時間もかからないような点検・作業等）の時には代替車は不要になりますでしょうか。また、事故時の代替車は必要でしょうか。</p>	<p>軽微な作業（1時間もかからないような点検・作業等）時及び事故時についても、仕様書「8メンテナンス・事故対応等（4）」の「車検、定期点検、修理期間中」に含まれますので、受注契約者の負担において代替車を用意する必要があります。</p>